

平成 19 年度 江戸川区「行政評価」事務事業分析シート

|      |                           |      |                     |
|------|---------------------------|------|---------------------|
| 整理番号 | 10                        | 作成日  | 平成 19 年 7 月 6 日     |
| 事業名  | 知的障害者通所更生施設の運営            |      |                     |
| 所属名  | 福祉部 希望の家(虹の家・みんなの家・えがおの家) | 電話番号 | (03) 3680-1531 (直通) |

**事業の目的・概要・対象者等**

《事業の目的及び概要》  
 18歳以上の知的障害を持つ施設利用者に対して、生活訓練や社会訓練を行い、社会生活能力の開発及び日常生活の充実を図ります。  
 指定管理者が運営代行しているみんなの家では、支援時間の延長を行なうなど民間の柔軟な対応が図られています。  
 現在の4施設は、平成21年度に、障害者自立支援法に基づいた新しい事業への展開を行いません。  
 平成21年度に(仮称)小松川地区障害者施設(小松川3丁目・定員50名)が開設する予定です。

《事業の開始年度》 昭和62年度

**対象者** 270人  
 【平成18年4月1日現在】施設支給決定を受けた18歳以上の知的障害者が対象となります。18年4月に民間施設(定員30名)が開所し一時減少したが、ほぼ増加傾向にあり、今後減少に転ずる見込みはありません。  
 [参考] 15年度265人、16年度261人、17年度279人

**活動指標**

活動指標: 4施設の延べ活動日数

18年度: 975日 (17年度) 967日

4施設の活動日数の合計(月曜日～金曜日)

(主な活動内容)  
 日常生活活動(食事、排泄、更衣)  
 社会的活動(買物、乗車、調理)  
 作業活動(陶芸、紙工、リサイクル)  
 機能訓練  
 その他(調理、余暇活動)

**成果・目標指標**

成果・目標指標: 利用者出席率

18年度: 82.3% 21年度目標: 84.5% (参考)平成17年度85.4%

(各施設の運営経費)  
 ・希望の家14,269千円(人件費除く)  
 ・虹の家128,556千円(人件費除く)  
 ・みんなの家315,896千円(人件費含む)  
 ・えがおの家94,096千円(人件費除く)

**説明**  
 ・利用者延べ出席数を出席予定日数で除しました。  
 ・18年度から障害者自立支援法が施行され、施設の支援費は日割り計算となりました。  
 施設運営費の確保のためには出席率の向上が必須ですが、個々の障害の状況に応じて対応することが大切です。現状の出席率を向上できるよう努力します。  
 平成21年度の新事業への展開に伴い、利用者の出席状況を勘案しながら、定員を超えた受入れ態勢を整え、施設の効率的な運用を行ってまいります。

**経費の概要**

18年度事業実施経費: 1,418,921千円

利用者一人あたり年間 約528万円です。

<参考>平成17年度事業実施経費 1,373,050千円

【人件費と担当職員数】

|         |       |
|---------|-------|
| ア 常勤職員  | 93.0人 |
| イ 非常勤職員 | 28.0人 |
| ウ 臨時職員  | 8.0人  |

866,104千円

**経費の説明**  
 えがおの家の指定管理者移行の並行運営委託経費と施設改修工事費用を計上したためなどにより事業経費が増加しました。  
 \*利用者は原則、基準施設総費用の1割及び食費の実費負担(所得により軽減措置があります。)をしています。

みんなの家の人件費は、指定管理者による運営のため、指定管理料に含めてあります。

**その他**

《実施の根拠となる法令等》  
 障害者自立支援法並びに知的障害者福祉法等

《民間委託やボランティアなどとの協働の状況》  
 平成16年度からみんなの家を、平成19年度からえがおの家を指定管理者として  
 社会福祉法人東京都知的障害者育成会が運営代行

【各施設の定員 292名】  
 ・希望の家(江戸川5丁目) 34名 ・虹の家(西篠崎2丁目) 90名  
 ・みんなの家(本一色3丁目)90名(平成16年4月から指定管理者導入)  
 ・えがおの家(東葛西5丁目) 78名(平成19年4月から指定管理者導入)

平成19年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

|      |    |                           |                |
|------|----|---------------------------|----------------|
| 整理番号 | 10 | 事業名                       | 知的障害者通所更生施設の運営 |
| 所属名  |    | 福祉部 希望の家（虹の家・みんなの家・えがおの家） |                |

所管課長評価

| 評価項目  | 評価及び・評価の視点                                       |   |  |             | 所管課コメント  |   |   |   |
|---|--|---|--|-------------|--|---|---|---|
|   |  |   |  |             |  |   |   |   |
| <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> </table> |  |   |  |             |  | A | B | C |
| A   | B  | C |  |             |  |   |   |   |
| 1 有効性   | 有効である  | A |  | 有効でない       | 重度・最重度の知的障害者の生活活動・社会活動支援を行なう施設として有効である。        |   |   |   |
|   | ・事業の目的を達成するために有効である。                             |   |  |             |  |   |   |   |
| 2 公平性   | 公平である  | A |  | 公平でない       | 18年度に施行された障害者自立支援法により、受益者負担が導入され適正な利用料を徴収している。 |   |   |   |
|   | ・対象者や実施回数等は適切である。<br>・受益者負担の額は適切である。             |   |  |             |  |   |   |   |
| 3 民間活力の活用   | 現状ままでよい  |   |  | C 促進したほうがよい | 当該施設の民間委託化は、平成16年度から順次導入しており、今後も進行予定である。       |   |   |   |
|   | ・ボランティアやNPOと協働して実施したほうがよい。<br>・民間事業者へ委託等したほうがよい。 |   |  |             |  |   |   |   |
| 4 効率性   | 現状ままでよい  |   |  | C 改善の必要がある  | 障害者自立支援法の規定により、施設の事業再編を平成21年度に行なう予定である。        |   |   |   |
|   | ・効率的に実施するために、工夫、改善等の必要がある。<br>・経費を削減できる。         |   |  |             |  |   |   |   |
| 5 必要性   | 必要である  | A |  | 必要ない        | 施設の性格上、民設民営の参入が極少ないため、公設で担う部分が多い。              |   |   |   |
|   | ・事業の目的を果たすためには公費を投じて実施するべき事業である。                 |   |  |             |  |   |   |   |

所管部長の意見等

知的障害を持つ施設利用者の社会的能力の開発や日常生活の充実を図るための施設であり、公による運営が必要である。施設の質を確保するとともに、運営の効率化を図るために指定管理者による運営を拡大しているが、今後さらなる導入を進めていく。

また、18年度から始まった障害者の自立を促進する障害者自立支援法の趣旨に則して、新体系への移行を早期に、着実に行なわなければならない。

平成19年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

|      |    |     |                |
|------|----|-----|----------------|
| 整理番号 | 10 | 事業名 | 知的障害者通所更生施設の運営 |
|------|----|-----|----------------|

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 所属名 | 福祉部 希望の家（虹の家・みんなの家・えがおの家） |
|-----|---------------------------|

外部評価委員会評価

| 評価項目      | 評価及び・評価の視点  | 備考   |
|-----------|---|--|
|           |   |  |
| 1 有効性     | 有効である <b>A</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 有効でない       | ・事業の目的を達成するために有効である。                             |
|           |   |  |
| 2 公平性     | 公平である <b>A</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 公平でない       | ・対象者や実施回数等は適切である。<br>・受益者負担の額は適切である。             |
|           |   |  |
| 3 民間活力の活用 | 現状ままでよい <input type="checkbox"/> <b>B</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 促進したほうがよい | ・ボランティアやNPOと協働して実施したほうがよい。<br>・民間事業者へ委託等したほうがよい。 |
|           |   |  |
| 4 効率性     | 現状ままでよい <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <b>B</b> <input type="checkbox"/> 改善の必要がある  | ・効率的に実施するために、工夫、改善等の必要がある。<br>・経費を削減できる。         |
|           |   |  |
| 5 必要性     | 必要である <b>A</b> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 必要ない        | ・事業の目的を果たすためには公費を投じて実施すべき事業である。                  |
|           |   |  |

外部評価委員の各意見

・知的障害者の家族にとって、一番必要なところを補っていると思う。安心して利用できる社会生活の場として、これからもニーズに沿った運営をして欲しい。